

JBN REPORT

全国工務店協会

9月号
Vol. 59
2021



◆「公共建築物等木材利用促進法」改正のポイント～公共建築から民間建築物へ

「脱炭素化社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が令和3年6月11日に参議院本会議にて可決・成立しました。これは、平成22年に施行された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の改正に伴い法律の名称を変更したものです。

農林水産省と国土交通省は、平成22年施行の「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、公共建築物における木材の利用の促進に取り組んできました。その結果、公共建築物の床面積ベースの木造率は、法制定時の8.3%から、令和元年度には13.8%に上昇しています。しかし、2050年のカーボンニュートラルの実現と脱炭素社会を目指すためには、公共建築物だけでなく民間建築物でも積極的な木材の利用を促進し、「伐って、使って、植える」という森林資源の循環利用を進めが必要不可欠です。

今回の改正により、基本方針などの対象を現在の公共建築から、民間を含む建築物一般に拡大。建築物における木材利用を促進するために、国または地方公共団体は事業者と建築物木材利用促進協定を締結して支援を行えるという仕組みが創設されました。同協定で定められた、事業者が掲げる建築物における木材の利用に関する構想に対して、国や地方公共団体は財政上の配慮といった必要な支援を講ずるように努めることが求められます。

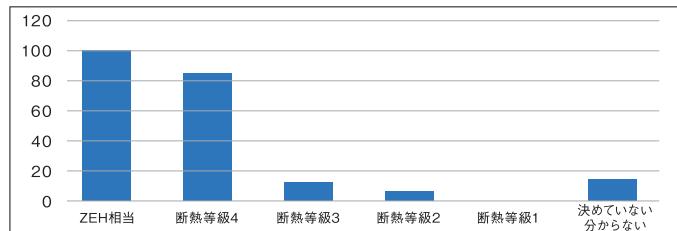
政府における推進体制としては、農林水産省に木材利用促進本部を設置し、建築物における木材の利用促進に関する基本方針の策定および実施の推進、木材利用に関する施策の実施の推進などを担います。さらに、国民の間に広く木材の利用促進についての関心と理解を深めるため、10月8日を「木材利用促進の日」、10月を「木材利用促進月間」として法定化されます。国や地方公共団体は、この期間に合わせて普及啓発の取り組みを行うことが求められます。

◆戸建て住宅の省エネ性能等の実態調査結果の報告

JBNでは令和3年6月2~15日にかけて、正会員（地域工務店）の皆様に戸建て住宅の省エネ性能等に関する調査を実施し、200社以上の正会員より回答をいただきました。誠にありがとうございました。調査結果をご報告させていただきます。

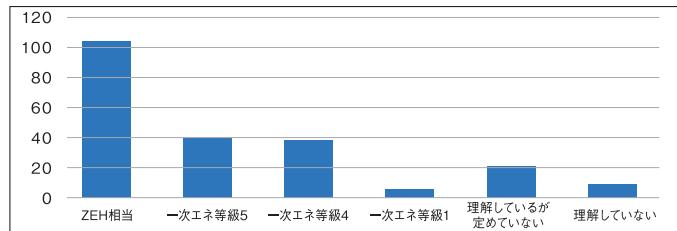
Q. 戸建住宅の標準的な省エネ仕様について

(1) 標準的な断熱性能について（複数回答可）



「ZEH相当」100社48%が一番多く、次いで「断熱等級4」85社40%、「分からない」13社6%となっています。

(2) 標準的な一次エネルギー消費性能について（複数回答可）



「ZEH相当」103社49%が一番多く、次いで「一次エネ等級5」40社19%、「一次エネ等級4」39社18%となっています。

Q. 今後の省エネ性能向上の取り組みについて

（標準的な省エネ仕様が断熱等級4未満である場合に回答）

21社 41%	①1年以内を目途に断熱等級4がほぼ100%となるよう省エネ性能の向上を図っていきたい
10社 19%	②2年以内を目途に断熱等級4がほぼ100%となるよう省エネ性能の向上を図っていきたい
13社 25%	③税制等の支援措置があれば断熱等級4がほぼ100%となるよう省エネ性能の向上を図っていくことができる
8社 15%	④税制等の支援措置があっても省エネ基準適合義務化までは省エネ性能の向上を図る予定はない

◆第2回 連携団体事務局情報共有会議

7月19日(月)14:00~16:00 場所 オンライン 参加者 45名

第1部は、森を育むプラットホームについて森林パートナーズ株式会社社長 小柳氏よりご説明がありました。森林の維持・再生と地域材の活用促進のための事業を行い、QRコード、ICタグを活用したトレーサビリティシステムを有するプラット

◆委員会報告

環境委員会 // 7月19日(月)13:30~17:00 場所 オンライン 参加者 211名

既に始まっている改正建築物省エネ法の説明義務に加えて、今年3月に閣議決定された新たな住生活基本法では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた住宅の省エネルギー基準の義務づけや省エネルギー性能表示に関する規制など、さらなる規制の強化が基本的な施策として定められました。環境委員会では、省エネ基準適合に対して不安をお持ちの方や改めて復習したい方を対象に、温熱関係の各計算方法を基

災害対応住宅研究委員会 // 7月21日(水)14:00~16:00 場所 埼玉県内 参加者 5名

豪雨水害に備える取り組みとして「洗える家」を見学しました。設計内容についてうかがった主な内容は下記の通りです。

- 敷地は浸水想定区域3.0~5.0m。
- 流れてきたものを防ぐ効果を期待して、敷地をブロック塀で囲う。
- 地盤面は道路から約300mm上にあり、基礎高さ700mmなので実質1m以下の浸水は、建物中に水を入れない。
- 浸水1mまでは無被害になるように、エアコンの室外機やメーター類、ジョイントボックス、給湯器などは基礎より上に設置。
- 建物に働く浮力を考慮し、一定以上の浸水からは建物内に水を入れる。
- 入った水は基礎耐圧版に設けた釜場からポンプで排水する

既存改修委員会 // 8月10日(火)15:00~17:00

場所 JBN会議室 および オンライン 参加者 9名

今年度の委員会主催のセミナー内容や委員会の討議内容などについて協議しました。開催形式としてオンラインを活用したオープンな形式とすることのほか、内容については脱炭素社会の実現に向けて既存ストックの対応策として部分改

◆セミナー開催報告（JBN正会員専用ページ内に期間限定で動画配信をしています。）

「脱炭素社会で選ばれる住宅づくりセミナー」

7月29日(木)16:00~17:30 場所 オンライン 参加者 90名

2050年カーボンニュートラル実現に向けて、ZEHのさらなる普及が必要とされています。本セミナーは3部構成となっており、第1部では「ZEHをお施主様にわかりやすく説明しましょう」というテーマでZEHの概要やメリット、補助金について解説いただき、第2部ではZEHを売りやすくするための太陽光発電設備の初期費用実質無料サービス『建て得』について紹介いただきました。そして第3部では、BELS等の各種適合申請サポートについて紹介がありました。

フォームを提供して、新木材流通コーディネーションを行っていることなどの説明をいただきました。第2部では、今年度のブロック会議についての意見交換を行いました。

連携団体紹介

Introduction of associated groups

一般社団法人愛媛中小建築協会の強みは、何と言ってもその盤石な運営基盤です。40年の歴史があります。第一種会員（工務店）は約240社、第二種会員（専門業種・設計）も約30社加盟しています。もともと許認可申請や労働保険関係の業務を実施する任意団体として組合として発足した経緯があり、その時から会員の信頼を獲得しています。会長の佐々木敬史さんは「愛媛の工務店なら、ここに任せておけば安心」と口にします。年に100棟建てているところから1,2棟の工務店まで規模は様々ですが、全体的には小さい工務店が多いといいます。

当時から講習会や補助事業に取り組んできました。とりわけ地域型住宅グリーン化事業には力を入れていて、昨年度は152棟。「もっとノウハウを蓄積して一棟でも増やしたい」と事務局長

盤石な運営基盤でサポート
「ここに入れば安心」の団体に

(一社)愛媛県中小建築業協会 佐々木敬史会長



の芳野真寿夫さんは力を込めます。

事務局が国からの補助金を確保できるのは、それをこなす運営能力があればこそ。「健全な補助金の窓口となることでお客様に還元できる。その点が評価されているのでは」と芳野さんはいいます。

運営の力は情報の提供スピードの早さにも發揮されています。「協会が教育熱心で、それが各社自由に競ってほしいという健全な雰囲気を生み出している。身内感がいい意味で薄く、加盟のハードルが低い」と佐々木さん。

今年はオンラインでの研修が増加。その中でもJBNの補助事業であるパーソナルアシスタント研修は、収納に特化した勉強会など効果的な内容であるとともに、個社においては数の少ない女性社員同士が出会える場になりました。

JBNの補助事業が終わっても続けていく予定で模索しています。

生活者への直接的な働きかけとしては、事務局で「マイホーム相談室」を設置。「床がひずんでいるので直してほしい」といった相談が会員の仕事につながっており、愛媛県の相談窓口の一元化を目指して動いていく予定です。

今後も国や県との関係はしっかりと固め、災害時の支援等でも工務店の力を発揮できるようハブになっていきます。「行政からも業界からも、出し惜しみせず情報を出していく。その体制があるので、引き続き気を抜かずにサポートしたい」（芳野さん）事務局から熱意が伝わってくる業界団体です。



▲ 研修など、情報を惜しみなく出している

工務店紹介

Introduction of construction companies

採用拡大と共に成長
ミスマッチ防ぐ取り組みに注力

興陽商事 (KOYO)



興陽商事はヒトを大事にしてきた住宅会社です。創業49年。2代目の佐々木敬史社長から不動産業、新築、リフォームと多角的に展開してきました。もともと何代も続く呉服屋の家系であった佐々木さん。同じ衣食住を軸として、住に関することはすべて取り組むという想いでやってきました。

仕事が増えていくと長期の成長のため、新卒の若手を採用したいと考えるようになります。しかし佐々木さんが「愛媛の端」と嘆く四国中央市に会社を構える同社には、社員が集まりませんでした。ある年は一生懸命取り組んで300人以上のエントリー、内定者10人を得たものの、結果誰も入社しなかった年すらあったといいます。

その頃佐々木さんは気付きを得ます。

ある大手生命保険会社の社長が書いた「社員とその家族を幸せにし、最後に少しだけ自分を幸せにせよ」という言葉です。「自分のためにも、会社を大きくしよう」そこから同社は大きく変化を始め、決意として「10000人のお客様を幸せにする」という会社の目標を打ち立てます。

もう新卒採用の壁からは逃げられません。そこで2019年5月に松山市へ思い切って出店。ねらいはあたり「松山市なら勤務してもいい」と新卒が採れるようになりました。この頃屋号もKOYOとして一新。今も続々リブランドイングの工程がスタートします。

会社は採用を軸に現在も成長し、今期同社では新築80棟完工、売上20億を見込みます。同社では新卒の入社4ヶ月

は研修期間として、様々な部門を回ります。営業として入社しても、設計、工務、コーディネーターなどの部門で学ぶのです。これまでに営業として入ってきたものの大工を目指すことにした社員もいます。適性のミスマッチを防ぐとともに、営業だけが会社のエースではないことを肌で感じてもらうためです。

さらに近年は「内定者アルバイト」制度をスタート。前年の7月頃から、内定者のうち希望者は社員とともに勤務します。住宅会社の仕事に触れてもらいつつ、「大事なのは雰囲気を知ってもらうこと。社員に直接話を聞ければ会社の本当の姿が見えてもらえる」（佐々木さん）

ヒトが成長を支えてきた同社ならではの取り組みが、今後も一層若手を惹きつけそうです。

◆住宅かし担保履行法の基準日が年2回から1回に変更へ

新築住宅を引き渡した事業者に課される資力確保措置の状況について、年2回設置されていた基準日のうち9月30日が廃止となり、3月31日の年1回のみとなります。これは令和3年5月28日に公布された「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部を改正する法律」が同年9月30日に一部施行されることに伴うものです。

届け出の対象になるのは過去10年間に新築住宅を引き渡した実績のある建設業者および宅地建物取引業者です。対象事業者は3週間以内に、基準日前1年間分（4月1日～3月31日）の資力確保措置（保険加入等）の状況について届け出をする必要があります。基準日前1年間の新築住宅の引き渡し実績

が0であっても、平成23年4月1日以降に新築住宅の引き渡し実績がある場合には届け出が必要です。平成23年4月1日以降に新築住宅の引き渡し実績のない業者は、届け出は必要ありません。

また、建設業許可と宅地建物取引免許の両方を受けている方については、請負契約に基づいて引き渡した新築の住宅については建設業者として、売買契約に基づいて引き渡した新築住宅については宅地建物取引業者として、それぞれ届け出手続きが必要です。

次の基準日は令和4年3月31日となり、翌月4月21日が届け出期限となります。

イベント開催のお知らせ（詳しくはJBNホームページをご覧ください。）

第5回 関西建材・住設EXPO

日本唯一の高性能な建材・住宅設備に特化した展示会が、10月に大阪、12月に東京で開催されます。ZEH、耐震リフォームといった、高い性能の住宅・建築物に必要な建材・設備が出展。「省エネ」「安全」「健康」など、具体的な課題を持った専門家と商談する絶好の場となっています。

住宅、ビル、商業・公共施設など、あらゆる建築物を対象とした建築総合展「ジャパンビルドー建築の先端技術展」内で開催されます。今回は220社以上の出展が決まっており、JBNも出展します。

【日時】9月29日（水）～10月1日（金）

【場所】インテックス大阪

【主催】RX Japan株式会社 【後援】JBN・全国工務店協会

【アドバイザリー委員】大野会長

第33回 住生活月間中央イベント－住まいフェスin京都－

「新たな日常」をもっと快適に
～「働く・子育て・災害対策・脱炭素」家族とミライがつながる省エネ健康住宅～

コロナ禍での住まい・ライフスタイルについて考えることは、どんな暮らし方、働き方、子育てをしたいのか、また、どんな地域社会をつくりたいのかにつながります。

省エネ・創エネで実現するネット・ゼロ・エネルギー住宅や、地震や災害に強く、品質の高い資産価値のある住まい。さらに高齢化社会に対応したまちづくりなど、大切な家族が安心して暮らせるこれからの住まい方を「家のかたち・暮らしのカタチ」パネルで紹介されます。JBNも展示ブースを出展予定です。

【日時】10月16日（土）・17日（日） 【場所】国立京都国際会館

セミナー開催のお知らせ（詳しくはJBNホームページをご覧ください。）

準耐火建築物設計マニュアル講習会

木造建築の防耐火性能をしっかりと確保するための防耐火基礎理論、仕様と設計施工上の注意点の解説、事例などの紹介を行います。

【日時】9月22日（水）9:30～12:00

【方式】WEB（ZOOMビデオウェビナー）

【内容】木造防耐火設計の基礎、大臣認定仕様の解説、設計・施工の留意点など

【講師】桜設計集団一級建築士事務所 代表 安井 昇氏

【参加費】1名 3,000円

9月国産材委員会セミナー

国内外で数多くの受賞経験がある家具デザイナーの小泉誠氏からリノベーション事例や地域工務店との関わりなどを紹介いただきます。

【日時】9月9日（木）14:00～16:30

【方式】WEB（ZOOMビデオウェビナー）

【対象】JBN会員

【講師】家具デザイナー 小泉 誠 氏

【参加費】無料

住団連「住宅における浸水対策の設計の手引き」を作成



一般社団法人住宅生産団体連合会は、本年1月より「住宅の浸水対策ガイドライン作成のための勉強会」を内部に立ち上げ、住宅における浸水被害の状況調査、その対応策について議論を重ねてきた成果として、「住宅における浸水対策の設計の手引き」を発行しました。

なお、本手引きは、今後のハザードマップの充実や、新しい浸水対策技術の進歩などにより、必要に応じて適宜修正を加えていく予定です。

「住宅における浸水対策の設計の手引き」は住団連のHPに公開されています。

JBNはさまざまご相談（技術、法律、支援等）をお受けしております。

ホームページ（トップページの最下欄）のお問合せフォームをご利用いただくか、下記へお問合せください。



【発行・お問合せ】

一般社団法人JBN・全国工務店協会 〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-4-10 京橋北見ビル東館6階

Tel.03-5540-6678 Fax.03-5540-6679 E-Mail:jbn@jbn-support.jp URL:<http://www.jbn-support.jp>